

令和7年度砥部町住まいの耐震対策補助金交付要綱

令和7年4月9日
砥部町告示第112号

(趣旨)

第1条 この告示は、町内の自ら居住する住宅において、地震におけるガラスの飛散による被害及び家具等の転倒や住宅の電気に起因する火災を防止するため、ガラスの飛散防止フィルムや家具等転倒防止の固定器具、感震ブレーカーの購入に要した費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家具等 たんす、本棚、食器棚等の家具及び冷蔵庫、大型テレビ等の家電製品をいい、窓、鏡、建具その他破損により外傷の原因となるガラス等の器物を飛散させるおそれのあるものを含む。
- (2) 固定器具 地震の揺れによる家具等の移動、転倒、破損又は飛散による人的被害を防止するために行う家具等を固定（飛散防止措置を含む。）する器具をいう。
- (3) 感震ブレーカー 地震時に通電を遮断する機能を有する機器のうち、次のアからウまでに定めるものをいう。
 - ア 分電盤タイプ（後付型） 分電盤に外付けすることで当該分電盤に感震機能を付加する機器（電気工事が必要なものに限る。）
 - イ コンセントタイプ コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断する機器
 - ウ 簡易タイプ ばねの作動、重りの落下等によりブレーカーを作動させ、電気を遮断する機器（アに該当するものを除く。）

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 砥部町に住所を有していること。
- (2) 世帯全員が町税等の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象者が家具等の固定器具、感震ブレーカーの購入に要する経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、1万5千円を限度とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとするときは、令和8年2月27日までに令和7年度砥部町住まいの耐震対策補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは令和7年度砥部町住まいの耐震対策補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めたときは令和7年度砥部町住まいの耐震対策補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知をするものとする。

(補助金の取り消し及び返還)

第8条 町長は、事業実施者に対して次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部の交付を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請及び不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

砥部町長

様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号（ ） _____

令和 7 年度砥部町住まいの耐震対策補助金交付申請書兼請求書

令和 7 年度砥部町住まいの耐震対策補助金交付要綱第 6 条の規定により、補助金の交付について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額及び請求額 金 _____ 円
※補助対象経費の 2 分の 1（1 万 5 千円が限度。100 円未満は切り捨て）
- 2 補助対象経費 金 _____ 円
- 3 振込先口座（申請者名義の口座とします。）

振 込 先	銀行 信用金庫 農協									支店 支所
	普通 当座	口座番号								
	口座名義（カタカナで正確に）									

（裏面へ続く）

4 添付書類

- (1) 納付状況調査に係る同意書（別紙１）
- (2) 令和７年度砥部町住まいの耐震対策補助金事業実績報告書（別紙２）
- (3) 領収書やレシート等、対象経費が分かる書類
- (4) 固定器具、感震ブレーカーの設置後の写真
- (5) その他、町長が特に必要と認めるもの

納付状況調査に係る同意書

私は、令和 7 年度砥部町住まいの耐震対策補助金交付要綱に基づく申請にあたり、砥部町税務課が保有する世帯全員の町税等の納付状況（滞納の有無）を調査することについて同意します。

砥部町長様

年 月 日

住 所

氏 名

生年月日

(署名又は記名押印)

砥部町記入欄

総務課	課 長	課長補佐	係 長	係		下記事項について照会してよいかお伺いします。 年 月 日
・ 当町における申請者世帯全員の課税状況（ 有 ・ 無 ） ・ 申請者世帯全員の町税等の納付状況 滞納の有無（ 有 ・ 無 ） 決裁日： 年 月 日						
税務課	課 長	課長補佐	係 長	係		上記のとおり回答してよいかお伺いします。 年 月 日

年 月 日

砥部町長

様

申請者 住 所

氏 名

令和7年度砥部町住まいの耐震対策補助金事業実績報告書

令和7年度砥部町住まいの耐震対策事業を実施いたしましたので、下記のとおり報告します。

記

[illegible]

様式第2号（第7条関係）

砥部町指令 第 号
年 月 日

様

砥部町長



令和7年度砥部町住まいの耐震対策補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和7年度砥部町住まいの耐震対策補助金事業の交付について、令和7年度砥部町住まいの耐震対策補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付が決定したので通知します。

記

1 補助金額 金 _____ 円

2 振込予定日 年 月 日

3 交付の条件

- (1) この補助金は、要綱の定めるところにより取り扱わなければならない。
- (2) 借家、アパートにお住まいの方は、必ず所有者の同意を得た上で、自己責任において、設置及び撤去を行うこと。

様式第 3 号（第 7 条関係）

砥部町指令 第 号
年 月 日

様

砥部町長



令和 7 年度砥部町住まいの耐震対策補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 7 年度砥部町住まいの耐震対策補助金事業の交付について、令和 7 年度砥部町住まいの耐震対策補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記の理由により不交付が決定したので通知します。

記

不交付とした理由：